6　一方の締約国の居住者が勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内で行われる場合にのみ当該他方の締約国において課税することができる。法人の役員報酬に対しては、当該法人の居住地国において課税することができる。一方の締約国の居住者が芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において課税することができる。（第一四条～第一六条関係）

7　一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。一方の締約国等が政府の職務の遂行につき支払う給料等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。専ら訓練又は教育を受けるため一方の締約国内に滞在する事業修習者又は学生が受け取る一定の給付に対しては、当該一方の締約国における課税が免除される。（第一七条～第一九条関係）

8　匿名組合契約に関連して取得する所得に対しては、源泉地国において課税することができる。（第二〇条関係）

9　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二一条関係）

10　日本国の居住者が納付するアラブ首長国連邦の租税の額は、日本国の租税の額から控除する。アラブ首長国連邦の居住者が納付する日本国の租税の額は、アラブ首長国連邦の租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、租税に関し、同様の状況にある他方の締約国の国民及び同様の活動を行う他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二二条及び第二三条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。（第二四条関係）

12　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二五条関係）

13　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二六条関係）

14　この条約は、両締約国の国内法上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二七条及び第二八条関係）

15　取引の主たる目的がこの条約の特典を受けることにある場合には、この条約に定める租税の軽減又は免除は与えられない。この条約は、一方の締約国等が、その領域内において行われる炭化水素の探査及び開発から生ずる所得等に対する課税に関する法令を適用する権利に影響を及ぼさない。（議定書関係）

法律

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年十一月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第百十七号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　特定事業者による措置（第四条―第十二条）

第三章　疑わしい取引に関する情報の提供等（第十三条・第十四条）

第四章　監督（第十五条―第十九条）

第五章　雑則（第二十条―第二十四条）

第六章　罰則（第二十五条―第三十一条）

附則

第一章　総則

第二条第二項第三十九号中「第二十一条第一項第十五号」を「第二十二条第一項第十五号」に改める。

第三条第三項中「国家公安委員会」を「前項に定めるもののほか、国家公安委員会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする。

4　国家公安委員会は、第二項の規定による情報の集約、整理及び分析並びに前項の規定による調査及び分析を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関、特定事業者その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第三条の次に次の章名を付する。

第二章　特定事業者による措置

第四条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第八条第一項中「取引時確認の結果その他の事情を勘案して、特定業務」を「特定業務に係る取引について、当該取引」に、「があり」を「があるかどうか」に、「特定業務に関し」を「当該取引に関し」に改め、「がある」の下に「かどうかを判断し、これらの疑いがある」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定による判断は、同項の取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により行わなければならない。

第三十条中「第二十一条第六項各号」を「第二十二条第六項各号」に、「第二十六条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条第一号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二号中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条第三号中「第二十六条」を「第二十七条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条第一号中「第十四条」を「第十五条」に、「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十八条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条の前の見出しを削り、同条中「第十七条」を「第十八条」に改め、同条を第二十五条とする。